

項目	内容
受付日	2014年1月21日
質問	年次有給休暇に対して支払う賃金の支払い方法について、〇〇手当を含むかどうかで争われた判例が見たい。
回答 具体的な回答を提示した場合は、その回答事項を記入。データ、事例などを提供した場合は、提供した資料名を記入。	<p>—雑誌記事—</p> <p>○『労務事情 No.1146』2008. 7. 15 産労総合研究所 p52-「年休の際に支払う賃金と通勤手当—人事労務相談室 労働法—」(外井浩志)</p> <p>○『ビジネスガイド No.661』2007. 10 日本法令 p85-「個別労働紛争解決ノート 第14回 年次有給休暇の取得と皆勤手当」(岩本充史)</p> <p>○『労働法令通信 No.2286』2012. 6. 28 労働法令 p18-「年次有給休暇に対して支払うべき賃金—裁量労働制のみなし残業手当や交代制労働者の深夜手当は年休取得の際も支払うべきか—」(中川恒彦)</p>
回答プロセス 調査に使った手段・方法を順を追って記入。	<p>年次有給休暇に対する有給補償の方法には、①平均賃金によって支払う方法、②「通常の賃金」によって支払う方法、③標準報酬日額に相当する金額を支払う方法の3つの支払い方法があるが、質問は②の方法による「通常の賃金」の計算方法で各種手当を含めるかどうか、実際に争われた事件(手当の内容が分かるもの)があれば概要を知りたいということであった。</p> <p>自館OPAC(<a href="http://rodoaichi.opac.jp/index.html">http://rodoaichi.opac.jp/index.html</a>)にて、キーワードを「判例」「事件」「年休」「有給」「賃金」とし、それらを組み合わせ、雑誌記事を中心に最近の労働判例を検索してみた。いくつかヒットしたものの、ほとんどが「年休権」や「時季変更権」に関するものであり、賃金の支払い方法に関するものはなかった。</p> <p>そのため、労働法関連のQ&amp;A集などを頼ることにし、書棚に向かい、(『労働紛争解決実務講義 一相談事例と判例に基づく— 第三版』河本毅著 日本法令2011/02/20発行)などの実務書を開いてみた。しかしながら、「年休権」等の事例を見つけることは出来たが、賃金支払い方法についてのものは見つけることは出来なかった。</p> <p>次に雑誌記事から労働時間関係のQ&amp;A集を中心に年休関連の記事を探ることにした。それらしい記事を拾い出し目を通すと、雑誌『労務事情 No.1146』2008. 7. 15 産労総合研究所に「年休の際に支払う賃金と通勤手当—人事労務相談室 労働法—」(外井浩志)から、年休取得による精皆勤手当の支給について争われた裁判例を見つけることができた(沼津交通事件 最高裁第二小法廷平5. 6. 25判決、労働判例636号11頁)。</p>
調査種別	事実調査
質問者区分	社会人